

登録政治資金監査人制度

「政治資金規正法」が平成19年12月に改正され、国会議員関係政治団体については、あらかじめ、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、政治資金適正化委員会が行う研修を終了した登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務付けられました。

登録政治資金監査人が監査することにより、政治資金団体の収支報告の適性性は確保され、ひいては、政治活動の公明性・公正性を確保し、民主政治の健全な発展に寄与することが期待されます。

税理士の登録者は、平成30年3月現在3,726人で全登録者数の75.6%（登録者数4,926人）になっています。

登録政治資金監査人名簿の登録手続きは、申請様式を総務省ホームページよりダウンロードし、申請書と提出書類等一式を提出した後、政治資金適正化委員会の審査を経て行われます。

登録政治資金監査人として政治資金監査を行うためには、登録を受けた後、政治資金適正化委員会が実施する研修を受ける必要があります。

日本税理士会連合会では、「税理士のための政治資金監査ガイドブック」を作成しましたので、ご参照ください。